

金融ADR制度への対応について

当社の金融ADR制度における苦情処理措置及び紛争解決措置は下記の通りです。

1. 苦情処理措置

当社は、お客様等からの苦情のお申出について、迅速且つ適切に対応するため社内態勢・規程を整備しています。

苦情等のお申出先は：

電話番号 03-6277-6266

(受付時間は土・日・年末年始・祝祭日を除く営業日の午前9時～午後5時です。)

Eメールアドレス admin@uig-am.com

2. 紛争解決措置

当社は、東京三弁護士会と協定を締結し、東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター及び第二東京弁護士会仲裁センターを当社の紛争解決措置として利用しています。

東京弁護士会 紛争解決センター (03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター (03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター (03-3581-2249)

紛争に関するお問い合わせは：

電話番号 03-6277-6266

(受付時間は土・日・年末年始・祝祭日を除く営業日の午前9時～午後5時です。)

Eメールアドレス admin@uig-am.com

※東京弁護士会、東京第一弁護士会及び東京第二弁護士会へは、お客様から直接お問い合わせ頂けます。当社からのお取次も可能です。